

ホームページ運用要領

平成21年7月12日
市川ハイツ管理組合

目次

第1条	(目的)	2
第2条	(市川ハイツ HP 委員会委員)	2
第3条	(委員の任期)	2
第4条	(役員)	2
第5条	(市川ハイツ HP への掲載記事について)	2
第6条	(掲載記事について)	3
第7条	(不服申し立て)	3
第8条	(運営経費について)	3
第9条	(守秘義務)	4
第10条	(規約外事項)	4
第11条	(運用要領の改廃)	4

(目的)

第1条 この運用要領は市川ハイツの住民への各種情報の広報を図ることを目的に開設する市川ハイツ管理組合ホームページ（以下市川ハイツ HP とする）委員会の管理、運用に関する事項を定めるものである。

(市川ハイツ HP 委員会委員)

第2条 市川ハイツ HP 委員会の委員は次のとおりとする

(1) 委員として下記の責任者と委員を置く

委員長	1名
副委員長	2名
委員	5名以内とする

(2) 委員の選任

- (イ) 委員は市川ハイツ住民から広く募集し選任する。
- (ロ) 委員の中から互選により、委員長と副委員長各1名を選任する。
- (ハ) 副理事長もしくは理事2名を委員とする。

第3条 委員の任期は6月1日から翌々年の5月31日までの2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員)

第4条 この委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長はこの委員会を代表して、会務を掌理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在時は会務を代行掌理する。

(市川ハイツ HP への掲載記事について)

第5条 市川ハイツ管理組合運営に関する次に掲げる項目を掲載する。

- (1) 規約、規約運用要領
- (2) 理事会の議事録
- (3) 総会資料、総会議事録
- (4) 理事会運営細則に規定された、ウェブページに掲載すべき資料として決定された資料等。
- (5) 修繕実施に関する報告書類
- (6) 修繕に関する計画事項
- (7) 会計報告関係資料
- (8) 理事会役員、専門委員会委員名簿
- (9) インフラストラクチャに関する事項
(光ファイバ、ガス、水道、電気、電話、地下の水槽に関する項目、災害に関する備蓄状況、駐車場関連等)

- (10) 管理組合運営に関するアイデア、建設的な意見の公募。
- (11) 住民の利便性向上のための付近地情報（病院、公共機関、生活用品調達関連）
- (12) 住民相互の親睦に役立つ事項（写真、絵画、和歌、旅行記等の公開）
- (13) 掲示板機能の提供による住民間の自由な意見、情報交換

2. 次に該当する記事は掲載を禁止する。

- (1) 公序良俗に反する内容のもの。
- (2) 特定の宗教活動に関する内容のもの
- (3) 特定の政党、政治結社、立候補予定者に関するもの。
- (4) 個人を誹謗、中傷するもの。
- (5) 第三者の著作権を侵害する行為

(掲載記事について)

第6条 市川ハイツ HP への掲載記事については下記の事項を遵守するものとする。

- (1) 記事の掲載については理事長、副理事長責任の下に委員が行う。
- (2) 記事の掲載内容については、副理事長及び委員長は随時内容の審査、検証を行い内容の誤り、内容が不相当と判断されるときは、当該記事の訂正、変更、削除（以下削除等とする）を委員に指示する。
- (3) 記事の掲載削除等を指示された委員は、速やかに当該記事の削除等を行わなければならない。
- (4) 記事の削除等を行った場合は、副理事長もしくは委員長は当該記事の執筆者に対し削除等につき通知しなければならない。
- (5) 記事の掲載者が匿名で、執筆者への連絡が不可能な場合は上記（4）の事項は適用しない。

(不服申し立て)

第7条 記事の掲載者は自己の掲載記事の削除等および掲載拒否について、不服があるときはその旨を理事会に文書により申し立てることが出来る。理事会は申し立てについて、審議しこの結果を速やかに当該記事の掲載者に対し、文書で審議結果を回答しなければならない。

(運営経費について)

第8条 市川ハイツ HP の運営経費については理事会でこれを審査、決定する。

(守秘義務)

第9条 市川ハイツ HP に掲載する個人情報[個人情報の保護に関する法律]（平成十五年五月三十日法律第五十七号）（最終改正：平成十五年七月十六日法律第百十九号）にもとづき保護しなければならない。

- 2 委員はその業務上知り得た、パスワード等の個人情報を遺漏してはならない。ただし次の場合を除く。

- (1) 法令に基づく開示請求のあった場合。
- (2) 理事会の議決による開示請求のあった場合。

雑 則

(要領外事項)

第10条 この運用要領に定めのない事項については、規約又は細則に定めるところによる。

(運用要領の改廃)

第11条 この運用要領の変更又は廃止は、総会において報告し了承を得るものとする。

附 則

この運用要領は、平成21年7月12日から効力を発する。